

●香川県告示第189号

香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成24年3月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領の一部を改正する要領

香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成11年香川県告示第787号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、県が発注する物品の買入れ、借入れ及び製造、役務の提供その他の契約（建設工事及び建設工事に係る測量、設計コンサルタント業務等に関するものを除く。以下「<u>県が発注する物品の買入れ等の契約</u>」という。）に係る指名競争入札の適正な執行を確保するため、香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）第180条第2項の規定により<u>競争入札参加資格者名簿</u>に登載された者（以下「有資格業者」という。）に対する指名停止（指名競争入札において指名の対象外とすることをいう。以下同じ。）等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、県が発注する物品の買入れ、借入れ及び製造、役務の提供その他の契約（建設工事及び建設工事に係る測量、設計コンサルタント業務等に関するものを除く。以下「<u>県が発注する物品の買入れ等の契約</u>」という。）に係る指名競争入札の適正な執行を確保するため、香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）第180条第2項の規定により<u>入札指名人名簿</u>に登載された者（以下「有資格業者」という。）に対する指名停止（指名競争入札において指名の対象外とすることをいう。以下同じ。）等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。